

◇ 空売り（信用新規売）注文発注時の注意事項（ネット取引）

1. 50 単元超の空売り注文発注について

① 1 回当たり 51 単元以上の新規売建ての「成行き注文」は、取引所の規制により約定することができません。

※ 51 単元以上の新規売建ての「成行き注文」を発注されると、その銘柄はトリガー抵触の有無に関係なく、受付エラー（失効）の案内を表示し、約定できません。（空売り規制除外銘柄（ETN）を除く）

注文が「失効」となった後に 50 単元以内の注文として新たに発注した場合、分割発注と判断される場合があります。（再度発注する場合は、注文株数を減らさずに指値で発注してください。）

② 1 回当たり 51 単元以上の新規売建ての「指値注文」を「成行」に訂正することが出来ません。注文値段は、指値のまま値段訂正を行ってください。51 単元以上の注文で、内出来により 50 単元以内となった指値注文を取り消し、新たに残りの株数（50 単元以内）を成行で発注した場合、分割発注に判断される場合があります。

③ 1 回当たり 51 単元以上の新規売建ての「指値注文」を発注されても、取引所の空売り注文価格チェックによって「失効」となる場合があります。その場合は、指値を変えて新たに発注していただく必要があります。

④ 1 回当たり 51 単元以上の新規売建ての「指値予約注文」を発注されても、当日 8 時以降に取引所の空売り注文価格チェックによって「失効」となる場合があります。その場合は、指値を変えて新たに発注していただく必要があります。

⑤ 1 回当たり 51 単元以上の新規売建ての「継続注文」を発注されている場合も、毎朝 8 時以降に取引所の空売り注文価格チェックによって「失効」となる場合があります。その場合は、指値を変えて新たに「継続注文」を発注していただく必要があります。

\* トリガー抵触銘柄の場合、1 回当たり 51 単元以上の指値で新規売建て注文を発注されると、価格チェックが行われ、株価下降局面（ダウンティック）と判断した場合は失効します。

\* トリガー抵触銘柄以外の場合、1 回当たり 51 単元以上の指値の新規売建て注文は、株価下降局面（ダウンティック）でも発注可能です。

ただし、上記③トリガー値段以下への指値注文は「失効」となります。

予約注文の場合は、翌営業日の午前8時以降に「失効」の案内を表示いたしますのでご注文の際には特にご注意下さい。

\*転換社債（新株予約権付社債）をご利用されて、つなぎ売りをされる場合（当社でのお預かりに限らせていただきます）は、事前にネットサポートセンターまでご連絡をお願いいたします。

## 2. 価格規制について

個人等が空売りを行う場合、基本的には1回当たりの注文数量で判断されますので、原則、1回当たり50単位以下のご注文であれば価格規制の対象とはなりません。

ただし、お客様が意図的に1回当たり50単位以下に分割して発注し、価格規制を逃れようとする行為は、空売り規制の趣旨に反すると考えられることから価格規制の対象となります。これは寄付き前のご注文に限らず、ザラバ中のご注文についても同様です。

当社「ネット取引」では分割発注をしていないかどうかのチェックを行っており、50単位以内の空売り注文（成行、または直近公表価格以下）を反復しているお客様につきましては、当社でのお取引を停止させていただくこともございますので、十分ご注意ください。